

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則

平成10年4月1日
但馬公平委員会規則第3号

改正 令和3年3月3日 但馬公平委員会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務条件に関する措置の要求)

第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して正副各1通を適切な資料とともに但馬公平委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 措置の要求をしようとする職員の職及び所属部局並びにその氏名、住所及び生年月日
- (2) 要求すべき措置
- (3) 措置の要求をしようとする理由
- (4) 措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について既に当局と交渉（法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その交渉経過の概要

(措置の要求の調査等)

第3条 措置要求書が提出されたときは、委員会はその記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。この場合において適当と認めるときは、委員会は関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うよう勧めるものとする。

(審査)

第4条 委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を行う職員（以下「要求者」という。）その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し書類又はその写の提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

(措置の要求の取下げ)

第5条 要求者は、委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の取下げは書面で行わなければならない。

(審査の打切)

第6条 委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第7条 委員会は、審査を終了したときは速やかに判定を行い、これを書面に作成して要求者に送達するものとする。

(勧告)

第8条 委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対して書面で必要な勧告をしなければならない。この場合において、その書面の写を同時に要求者に送達するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、措置の要求及び審査の手續等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日 但馬公平委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。